

【第2号議案】 広島市地域公共交通会議運賃分科会の開催を要しない軽微な事案について

1 概要

広島市における乗合タクシー等の運賃については、道路運送法第9条第4項に基づく広島市地域公共交通会議運賃分科会（以下「運賃分科会」という。）において協議を調えた上で、届出を行う協議運賃制度を適用しているところである。

現状では、乗合タクシー等の運賃について、軽微な変更が生じる度に運賃分科会を開催する必要があるところ、国による令和7年6月30日付け事務連絡（別紙1参照）を踏まえ、公共交通の利用促進に資する迅速かつ柔軟な運賃施策の実施や運賃分科会に係る関係者の負担軽減などを図るため、運賃分科会の開催を要しない軽微な事案の設定について協議するものである。

2 軽微な事案

- (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- (2) 毎年のイベント行事等に際し、期間又は区間その他条件を付した運賃の割引を実施する場合（ただし、初回を除く。）
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合
- (5) 運賃の割引に該当するポイント還元（5%以下のものに限る。）を行う場合

3 報告の義務

上記「2 軽微な事案」に該当するとして道路運送法第9条第4項に基づく届出を行った者は、1週間以内に、届出した資料の写し（受理されたものであって添付資料を含む。）を広島市長に提出すること。

4 適用開始日

運賃分科会において協議が調った日とする。

（参考資料）

協議運賃を適用している路線一覧